

## 函館市病院事業経営改革評価委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 「函館市病院事業改革プラン」に基づき，改革プランの取組状況の点検・評価を行うほか，改革プランの内容の変更等について審議するため，函館市病院事業経営改革評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成員）

第2条 委員会は，病院局長，市立函館病院長，看護局長，管理部長，副市長，外部の有識者5人以内をもって構成する。

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置き，委員の互選により定める。

2 委員長は，委員会を主宰する。

3 委員長は，不在の場合など必要の都度，これを代行するものを指名することができる。

4 委員長は，必要に応じ，関係部局等に出席を求めることができる。

（会議の公開等）

第4条 会議は，原則公開とし，会議終了後，議事概要を作成し，速やかに公表するものとする。

（設置期間）

第5条 委員会の設置期間は，平成28年9月末までとする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は，函館市病院局管理部経理課において処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は，平成21年4月20日から施行する。

この要綱は，平成22年2月16日から施行する。